

宮古島市告示第60号

宮古島市地域プロジェクトマネージャー設置要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

宮古島市長 座喜味 一幸



宮古島市地域プロジェクトマネージャー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域プロジェクトマネージャー推進要綱（令和3年3月31日付け総行応第76号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）の規定に定めるもののほか、宮古島市地域プロジェクトマネージャー（以下「地域プロジェクトマネージャー」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域プロジェクトマネージャーの活動)

第2条 地域プロジェクトマネージャーは、市が取り組む地域課題の解決に向けた重要プロジェクトの実施に当たって、自身が有する経験、知識及び人脈等を活かし、市職員とともに重要プロジェクトの企画、実施等に取り組むものとする。

(任用)

第3条 地域プロジェクトマネージャーは、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、原則として公募により選定し、市長が任用する。

(1) 生活の拠点を3大都市圏はじめとする都市地域から宮古島市に移し、住民票を異動する意思がある者。ただし、任用時に宮古島市内に住所を有するとともに生活の拠点があり、かつ、宮古島市において過去に宮古島市地域おこし協力隊設置要綱（平成30年告示第89号）に規定する宮古島市地域おこし協力隊の隊員としての活動を経験した者については、この限りでない。

(2) 専門的な知識や経験を有し、かつ、優れた調整力を有すると市長が認め る者

- (3) 市の実情を理解していると市長が認める者
- (4) 心身が健康で、かつ、地域プロジェクトマネージャーとしての意欲と情熱を持っていると認められる者
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

（任用期間）

第4条 地域プロジェクトマネージャーの任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内で市長が定めるものとし、再任を妨げない。

（身分）

第5条 地域プロジェクトマネージャーは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

（報酬等）

第6条 地域プロジェクトマネージャーの報酬、手当及び費用弁償については、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮古島市条例第29号）の定めるところによる。

（勤務条件等）

第7条 地域プロジェクトマネージャーの勤務時間及び休日等については、宮古島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年宮古島市規則第30号）の定めるところによる。

（身分証明書）

第8条 地域プロジェクトマネージャーは、地域プロジェクトマネージャーとしての活動に従事するときは、身分証明書（様式第1号）を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 地域プロジェクトマネージャーは、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 3 地域プロジェクトマネージャーは、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 4 地域プロジェクトマネージャーは、離職したときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(活動報告)

第9条 地域プロジェクトマネージャーは、地域プロジェクトマネージャーとしての活動の状況について、その概要を地域プロジェクトマネージャー活動報告書（様式第2号）により、当該活動を行った日の属する月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(解任)

第10条 市長は、地域プロジェクトマネージャーが次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

- (1) 地域プロジェクトマネージャーから辞任の申出があった場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある、又はこれに耐えない場合
- (4) その他市長が地域プロジェクトマネージャーとして不適当と認めた場合

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域プロジェクトマネージャーの活動に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

(表)

55ミリメートル

写真 正面、脱帽にて3 箇月以内に撮影し たもの	身分証明書 ふりがな 氏名 有効期間 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日
上記の者は、宮古島市地域プロジェクトマネージャー設置要綱第1条に規定する宮古島市地域プロジェクトマネージャーであることを証明する。	
年 月 日発行 宮古島市長 印	

90 ミリメートル

(裏)

注意事項

- 1 宮古島市地域プロジェクトマネージャーとしての活動に従事するときは、この証を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 3 この証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 4 離職したときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

様式第2号（第9条関係）

地域プロジェクトマネージャー活動報告書						
	市長	副市長	主管 部長等	主管 課長等	補佐	係長
地域プロジェクトマネージャー 印						
年 月分の地域プロジェクトマネージャーの活動について次のとおり報告します。						
1 活動概要						
2 活動での課題						
3 課題への改善						
4 その他						